

令和6年4月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

令和6年4月24日（水） 午後4時00分～午後4時50分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階）

3. 出席者

教育長	織田 恭淳
委員	前田 康一（教育長職務代理者）
委員	松宮 誠也
委員	兼子 貴絵
委員	前川 加奈子
委員	押谷 喜美子

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	内藤 正晴
次長	山岡 万裕
次長	高山 義雄
管理監兼幼児課長	為永 智子
教育総務課長	藤田 いずみ
教育改革推進室長	成田 健
教育指導課長	馬淵 康至
すこやか教育推進課長	森 靖
教育センター所長	杉本 義明
生涯学習課長	下司 満里子
教育総務課長代理	野邊 誠
教育総務課係長	川瀬 奈津代
教育総務課主査	五十嵐 亮平

6. 傍聴者

なし

II. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 1 3 号 学校運営協議会委員の任命について

議案第 1 4 号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第 1 5 号 長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

日程第 5 協議・報告事項

(1) 長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正について

(2) 長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の一部改正について

(3) 長浜市保育士宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

日程第 6 その他

3. 閉 会

III. 議事の概要

1. 開 会

教育長から開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

兼子委員、前川委員

3. 会議録の承認

3月定例会

特に指摘事項はなく、3月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：4月当初の校園長会において、今年度の教育委員会の方向性というか、大きな流れをお話し、後日に副園長会及び教頭会においても同じ話をさせていただきました。

まず1つ目は、かなり管理職も変わってきているため、私の所信表明として、まずは公の意識を持つということで、誰一人取り残さない教育を推進していきたいという話をさせていただきました。大きくは2点であり、長浜市が目指す育みたい力とその教育を担っていただく教職員の皆様の話についてです。

まずは、育みたい力についてですが、東京大学の推薦入試が2016年から始まり、そこで学生に求める力について、大量の知識量から課題発見と他者との協

働をもって解決する力へと変化したことが世に知らしめられました。東京大学はよく世界大学ランキングにも出ていますが、これらのことを実施することにより、また徐々に順位を回復して昨年度は 29 位まで上がってきたということが書いてありました。このことについては、以前から申しあげている長浜スタイルと同じであり、本市ではさらにそこから工藤先生等にもいろいろと指導をいただきながら、ここに自主性、当事者意識を持って自分の人生を生きるといった力も乗せようとしているため、私たちが目指しているところは間違いではないということ、あらためて校長先生などに確認をさせていただきました。そういった力を引き出すため、あるいはそういった力をつけるためには、子どもたちが本来持つ知的好奇心を刺激しながらダイナミックでアクティブな授業、それから保育を展開する必要がある、こういった質の高い授業や保育を展開していただくためには先生たちの力が必要であるという部分については、次の話に続いていきます。

もう一つは学びの連続性ということです。長浜市就学前教育カリキュラムについては幼児課が設置されてすぐにできていますが、その改訂版について現在、鋭意作成してもらっており、今夏には発行できる運びとなっています。その中には今も申しあげましたが、実践を育む保育の展開、そしてこれを小中義務教育学校へとつなげていくという、次の新しいステージに入っているということをお話しさせていただきました。こういったこともあり、教育センターの研究については、昨年度から園小の接続についてモデル地域をつくって進めていただいています。今年度は2年目になるということ、そして各地域においても園小連携あるいは小中連携、その部分について「かけ橋」という言葉を使いながら、お互いに先生方が行き来をして新たな学びについて実施してもらっている状況です。それについて、今年度も引き続き実施していただきたいという話をさせていただきました。

3番目は、先ほどの話に戻りますが、そういった教育をしていただく先生方の多忙化というものを何とかしなくてはならないということで、働き方改革のロードマップを作成し、3月の委員協議会においても見ていただきましたが、それを達成することにより本市の目指す質の高い教育を進めてもらいたい。また、人手不足や学ばない教師をつくらないために教師の時間を確保するという観点からも、働き方を根本から見直していかなければならない。あわせて、改革であるため、期限や数値目標を決めて取り組んでいかなければならないということで、早速4月から各学校のペーパーレスの数値について目標を決めて、ペーパーレス化に取り組んでいただいています。

そして、これは教師の少し悪い癖だと思うのですが、とにかくよかれと思ってどんどん頑張ってしまうところがあるため、努力には質があるといった話をさせていただきました。いい努力と悪い努力があり、いい努力というものは当然、その結果いかにかわらず充実感があるが、悪い努力では充実感を得ら

れないということです。しかも、今よかれと思ってどんどん超過勤務をしている教員がいるわけですが、そういった状況が若者の職業選択の壁になっていきます。特に最近の若者は労働条件や労働環境というものに非常に敏感であるといった話をしました。その改善の切り口についてはICTを活用したDXです。校長や園長が代われれば学校や園は変わるとよく言われていますが、まさにこういった改革については、先頭をきって旗を振っていただく方々がしっかりと進めていかなければならないという話をさせていただきました。

もう一つの観点として、過重労働や長時間勤務からの特別休暇者あるいは離職者、これらを出してはいけない、やはり命や人権を守るための働き方はマストであるという話をさせていただきました。次の2点、長浜市が目指す育みたい力と支えていただき推進してくださる先生方を大事にしながら、この1年間取り組んでいきたいとお伝えしました。

5. 議案審議

議案第13号 学校運営協議会委員の任命について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：委員の方について、学校運営協議会が設置された当時から継続されている方の名前も散見されるが、この点についてはどうか。

教育指導課長：委員の任命については、各学校にお任せしているところです。私が前々年に、学校現場において学校運営協議会の担当をさせてもらったときの経験からも、なかなか新しい委員を選定するというのは学校においては非常に難しいところです。というのも、どうしても学校運営協議会の年配の方については学校運営協議会の会議などでしか、なかなか会えない部分があり、学校現場ではその人の代わりの方を探すということはなかなか難しいです。実際はこの委員の方に「どなたか代わりの方はおられませんか」とお聞して依頼に行くのですが、なかなか引き受けていただくことが難しい状態です。もう少し年代の若い委員さんであれば、PTAの役員の任期が終わられた方などは顔もよく存じているため、引き受けていただけたりするのですが、そういった部分で学校の役員を代えることは非常に難しいところがあります。ただし、各学校ともに委員の長年月化の部分については問題意識を持っており、私が現場にいたときには定期的に何年かで委員を交代していただくように規約を改正し、活性化を図ったところです。そういった努力を各学校でもしているため、またそのあたりの事についても、各学校の管理職を通じて提案等ができればと思っております。

教育長：その規約は、教育委員会にあるわけではなく各学校にあるのですか。

教育指導課長：私が現場で担当させていただいたときには、内規により委員についての定めがあり、任期についても定められておりましたので、その部分につ

いて改正しました。

教育長：学校により、ものすごく思い切って交代されているところや、交代されていないところもあるが、学校ごとに違うのですか。

兼子委員：小学校によっては9人中7人も交代されており、7人も新しい方が見つかったのがすごいなと思いました。私が以前に委員をしていた学校でも、割とずっと同じ方が委員をされており、代わりの方が見つからないとおっしゃっていたので、今の教育指導課長の話はすごくよく分かるなと思いました。一定の年度で少し交代するのか、例えば9人中7人も交代して大丈夫なのか、やはり交代するほうが良いのかがよく分からないのですが、大分ムラがあるなと思いました。同一の方が何校かの委員を兼ねておられるようなのですが良いのですか。

教育長：そんな人がいるのですか。

兼子委員：例えば野鳥センターの方などが兼ねておられるのではないのでしょうか。

教育長：教育センター所長もそうですか。

教育センター所長：はい。地域住民という形で、長浜小学校と西中学校の委員をしています。

兼子委員：虎姫地域でも兼ねている方がおられるようなのですが、そういったことが可能なかをお聞きしたいです。

前川委員：私の配偶者もいくつかの学校で委員をしていたと思うのですが、交通費などはどちらか1校からしか出ないといった事を聞いていたと思います。

前田委員：大体、学校によりそれぞれの内規をつくっておられると思います。例えば教育センター所長が今おっしゃったように、ある小学校ではPTAの委員などから何名と決まっているため、毎年、連合自治会など何名かは新しくなられて何名かは残っていかれていると思います。

教育センター所長：スポーツ少年団の代表者などもそういったものがあります。

教育指導課長：私が内規を改正したときには、前年度のPTA会長や母親代表について、4年を経過すると抜けていただくといったことを規定しました。また、9年以上経過された委員については、希望により委員を辞任していただくことができ、希望によっては顧問という形で残っていただけるということも規定しました。

教育長：そもそも、学校運営協議会をどういった形で活用するかという事が大事であり、最近の話を聞いていると、どうも組織がボランティア団体化していたり、今までの行事や仕事をそのままやっていたりするだけといった学校もあれば、委員さん自体が選出できず、周囲の方たちが会を維持するために四苦八苦しているといった弊害も聞いてます。学校運営協議会を学校のサポーターというか、一緒に並走できるそういった組織にしてもらいたいですし、できれば校長先生や管理職から様々な相談を受けながら、学校の諸問題についてもアドバイスができる、助けられるような、そういった組織になっていけばいいなと

思っています。またこの学校運営協議会については、全国的にも見直されていますし、文部科学省に聞いていると、早くから学校運営協議会を始めたところについては、今こういった問題に突き当たっているようです。現在、日本全国において2つの大きな問題があり、同じことしかされていない形骸化した地域と全く何にも手がつけられない地域があるということです。長浜市もそれに手をこまねているわけにはいかないですし、せつかくある組織ですので、各学校でも非常に困っている部分もあり、できれば組織を活かしていただきたいなと思っておりますので、そのあたりをしっかりと再構築に向けてよろしく願います。

前田委員：今、教育長がおっしゃった視点を持たなければ、学校運営協議会の意味について、何のためにこの組織があるのかということ、もう一度校長先生に理解をしてもらい、自分の学校にとってどういった人選が良いのかといった事をあらためてもう一度考えていかなければならないと思います。そうでなければ、今ほどおっしゃったようにお手伝いのようになり、少し悪い言い方するとなれ合いで当たり障りのないように組織を作り、それで良いかとなると、どうしても外部の人よりも先生OBや校長OBを入れておけば安心だろうという、あまり文句を言われる人を組織に入れるとややこしいといった意識を持ってしまふと思います。そうすると、今教育長がおっしゃっているような意図には走らず、そういった組織にはならないので、そのあたりをもう少ししっかりとさせていただきたいです。地域に開かれた学校というものを目指す時代になってきているので、もっと地域の人たちの参画を、企画から何から学校と一緒にやっていこうといったシステムにしていかなければ、今後はなかなか辛いのではないかという感じがします。

兼子委員：もう一点、市議会議員さんが組織に入っておられますが、委員となつたいただくことは可能なのですか。

教育長：政治色としては、どうなのですか。

高山次長：長浜市では長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則というものをつくっており、その中で委員の選出や任期等について示しています。まず、任期については、先ほど教育指導課長も申しましたが、任命の日からその任命の日の属する年度末日までとなっており、ただし書きにより、再任は妨げないということになっており、これに基づいて繰り返し委員の委嘱をお願いさせていただいている学校があります。

加えまして、委員の任命については、「1. 保護者」、「2. 地域住民」、「3. 地域学校の運営に資する活動を行う者」、「4. その他教育委員会が適当と認める者」といった4つの中からそれぞれ委員を選んでいただいているということです。そこには市議会議員への委嘱の可否、あるいは2校を兼ねてはいけないなどといった文言はないため、その規則に基づいて学校から推薦していただき、教育委員会からお願いをしてるということです。

教育長：この委員が準公務員であるなど、そこまでの身分にはいかないのですね。

高山次長：そうですね。

教育長：こういった様々な疑問なども出ていますので。

高山次長：委員は地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤特別職の身分を有するという文言になっています。

教育長：それはどういうことですか。

前田委員：政治活動はいいということですか。

高山次長：いいということになります。

松宮委員：定員は何人以上や何人未満などの制限はあるのですか。

教育指導課長：定員については、先ほどの規則第4条に各学校の実情に応じて教育長が別に定めると規定されており、現状は7名から11名の委員を各学校で任命しております。

松宮委員：委員数については、問題ではないかもしれませんが、児童生徒数が少ない学校でも10人以上おられるとか、逆に児童生徒数が多い学校でも委員数が少ないところなどもありますし、必要に応じてというところだと思いますので駄目ということではないでしょうが、人を探すのも大変だと言われており、このあたりが各校長による判断の部分もあると思いますので、そのあたりをもう少し考慮されたらいかがかなと思いました。あとは例えば10名の委員が会議に来られて、その会議の中で来られた委員がどれだけ発言されるのかというところが非常に疑問です。一言も意見を言われぬ方に、委員をしてもらっている意味が本当にあるのかということもあります。それこそ同じ人ばかりが意見を言うのは良くないのですが、ある程度人数を絞り、もっと委員が意見を言い合うことができるような、そういった会議にしていかなければ、なかなか活性化しないのではないかと思います。

教育長：学校運営のコアな部分にアプローチしていただけるような、そういった組織になってくるように、組織の改善や改革をお願いします。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第14号 長浜市社会教育委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第15号 長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：委嘱と任命の違いは何ですか。

生涯学習課長：委嘱については県の職員である学校の先生に対して行い、任命は市の職員である園の先生に対して行うといったすみ分けです。

教育長：分かりました。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

6. 協議・報告事項

- (1) 長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正について
- (2) 長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の一部改正について
幼児課長から資料に基づき説明があった。
- (3) 長浜市保育士宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について
幼児課長から、関連する3つの要綱について資料に基づき説明があった。
主な質疑応答は以下のとおり

教育長：この3つの要綱ともに、令和7年4月1日まで期間を延長したということですか。

管理監兼幼児課長：そうですね。期間の延長により、それに伴う期間が延長になり条文が変わっているということです。

教育長：実際にこの3つの支援については、どの程度の実績がありますか。

管理監兼幼児課長：令和5年度の実績を申し上げます。令和5年度の奨学金の返済に関するものですが、22名の保育士がおり、実績交付決定額ですが500万65,000円を補助しているものです。また、家賃補助に関するものですが、人数にして7名に対して交付決定額が257万7,000円を補助しています。ただし、再就職定着応援金ですが、これは市内の保育施設等に勤務して2年を経過して10万円、3年を経過してさらに10万円の合計20万円を交付する制度となりますが、こちらの実績はございません。

教育長：この再就職定着応援金について、昨年や一昨年の実績はどうなのですか。

管理監兼幼児課長：大変申し上げにくいのですが、実績はございません。

教育長：そうだとすれば、おそらく予算を取っていただいていると思いますが、例えば次年度からは別の支援策にするなど、もう少し利用してもらえるような制度にさせていただけるように、また工夫していただけますか。

管理監兼幼児課長：承知いたしました。そのように考えております。

教育長：ありがとうございます。

松宮委員：細かい点で恐縮なんですけど、概要説明書のあしなが育英会の法人名称について、一般社団法人になっていますが、一般財団法人ですね。

管理監兼幼児課長：失礼しました。訂正しておきます。新旧対照表が正しいです。

前川委員：奨学金の返還支援金は、受けておられた分を全額ということですか。

管理監兼幼児課長：全額ではありません。一部補助という形になっています。奨学金を借りておられる月数に2万円を乗じて最大96万円という形になっている

ため、その人それぞれに支援する金額が異なってきます。

前川委員：この支援金は平成 29 年から実施されているのですか。

管理監兼幼児課長：スタートは平成 30 年度からです。平成 29 年以前に長浜市内に勤務の実績がない方といった諸条件がいろいろとあるため、そういった条件をクリアしていれば、支援させていただくという状況です。公立園でも私立園でもどちらに勤務する方でも支援させていただくため、長浜市内においてどの園に勤務されても、子どもたちの入園に繋がるということになるため、待機児童解消につながるという支援になっています。

前川委員：市内の園に勤務されれば、特に何年間は継続して勤務するといった制限などはないのですか。

管理監兼幼児課長：奨学金については、申請年度を通じて 1 年間は継続して勤務するという事が条件になっています。

前川委員：最低 1 年は勤務いただくということですね。

管理監兼幼児課長：そうですね。

7. その他

松宮委員：先ほどの学校運営協議会の委員についての議案ですが、認定こども園なので少し例外になるかもしれないのですが、ここでは委員の人数が 5 名なのですが、7 名以上でなくても大丈夫なのでしょうか。

教育指導課長：認定こども園については、私も理解不足なところがありますので、確認させていただき、また次回のときにでもご説明いたします。

教育長：旧の虎姫町時代ですが、幼稚園、小学校、中学校とすべて同じ方々で、当時はその名前でなかったかと思いますが、学校運営協議会委員をされていました。合併後にはそれぞれに分かれていただいたのですが、認定こども園だけが残ったのは何でですかね。

前田委員：学校運営協議会について、旧湖北町と旧虎姫町が先駆けてされていました。経緯を言うと、旧長浜市の教育長がそういった姿を見て長浜市でも実施されましたが、合併となり、やはりそれぞれの地域の特徴というものがあるので、それらを残しつつ実施せよといった経緯があるため、そういった名残りが少しあるのだと思います。

教育長：幼児課長、これはどういったように機能しているのですか。他の園では必要ないのですか。

管理監兼幼児課長：園評議委員会というものがあり、虎姫だけはこれに代わってされていると聞いています。合併前からこういった組織があるので、そのまま引き続いてされていると聞いています。

8. 閉会

教育長から閉会宣言があった。

会議録署名人

令和 年 月 日
